

議 事 日 程 第 1 号

平成26年2月5日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第1号 平成25年度米沢市一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員
17番	渋間佳寿美	議員	18番	相田光照	議員
19番	中村圭介	議員	20番	小島卓二	議員
21番	佐藤 兵	議員	22番	高橋義和	議員
23番	小久保広信	議員	24番	我妻徳雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機	教 育 長	原 邦 雄
教育管理部長	神 田 仁	教育指導部長	土 屋 宏

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前 10 時 00 分 開会・開議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

去る 1 月 29 日招集告示されました平成26年 2 月臨時会はここに成立いたしました。

ただいまから平成26年米沢市議会 2 月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 1 号により進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○島軒純一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

6 番 山 村 明 議員

14 番 齋 藤 千恵子 議員

22 番 高 橋 義 和 議員

以上 3 名の方をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

○島軒純一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日 1 日間と定めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休 憩

午後 2 時 20 分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 議第 1 号平成 25 年度米沢市
一般会計補正予算（第 6 号）

○島軒純一議長 日程第 3、議第 1 号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。
安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第 1 号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第 6 号）について説明いたします。

本案は、新文化複合施設建設工事費を増額しようとするため、同施設整備事業費の債務負担行為を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。16番海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 先ほど来、市政協議会でも話が行われてきたわけなんです。あえてこの本会議場におきましても、市長にお尋ねしたいことが 1 点ございます。

市長は、このたびのこの案件に関しまして、減給をするということについて既に申し述べられておりました。しかし、先ほどの市政協議会におきましては、その中身については現時点では申し上げられないというお答えでした。

この本会議場においても同じ質問をさせていた
だきたいと思います。

市長は、今回の件についてどのように考えてお
られ、どのような謝罪をし、どのような責任をと
られるおつもりなのかお答えください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、お答えいたします。

まず、最初に減給の件がございました。

先ほども申し上げましたが、減給というのは大
変申しわけないという気持ちを目に見える形で示
すということから冒頭に申し上げました。

ただ、今の採決前の時点で幾ら幾らとか、そう
いう中身に触れることはいかにも何か駆け引きの
ようなそういう印象を全体的に与えてしまうので、
それは市当局にとっても、議会にとっても決して
よいことではないと思っています。

このことは、前回減給したときも同じことを申
し上げましたので、減給に関する基本的な考え方
は変わっていないし、それが大事だと思っております。

そして、責任のとり方ですが、減給をしたから
といって、余計にかかった分全額をそれで埋める
というものではありませんので、やはり今後再発
防止という言い方もおかしいわけですが、あえて
再発防止という言い方をさせていただきますと、
どうしていくかということだと思っています。

それには、今までのレベルでやってきた行政よ
りも、もっと高い行政力をつけていかなければな
らないということだと思っています。

本来、掘ってみて出てきた残存物であります、
事前にあらゆる努力をして、努力の前にまず疑念
を持って、そしてその疑念から発してあらゆる努
力をして、残存物の可能性を探ってみる。そして、
仮にそれが手法的に無理であれば、掘って万が一
出たときにはどうするかということを事前に議会
と御相談するというレベルまで行政力を高めてい
くことが大事だと思っています。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今回のことは、先ほ
どの市政協議会でもありましたけれども、初めて
のことではないんですね。この事業に関しては、
既にポポロの一件に関しても同じようなことが行
われていました。そのときにも今の市長の答弁の
ようにほぼ同じことを申し上げられていたはずで
す。これをまた繰り返すという状況にあるわけだ
す。

その中において、突然差しかえられた、けさ提
出されたこの差しかえ議案、3,800万を除いて1
億2,700万を何とかしてほしいということであり
ます。

残念ながら、市長には市民に対してきちんとそ
の責任を明示する、明らかにするというのが
我々には見えません。そのような状況の中でこれ
が繰り返され、今後繰り返されることがないのか、
その保証もなしに我々はこの議決をしなくてはな
らないということなんです。

これ以上質問しても、恐らく答弁は同じだと思
いますので、以上でやめさせていただきますが、
この状況において議決をしなくてはならないとい
うことだけ申し添えて質問を終わります。

○島軒純一議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御
希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いた
します。

これより討論に入りますが、議第1号に対し、
7番鈴木章郎議員、6番山村明議員、17番洪間佳
寿美議員から討論の通告がありましたので、順次
発言を許可いたします。

初めに、7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕

○7番（鈴木章郎議員） 私は、議第1号に反対す
る立場で討論をいたします。

私は、安部市長のもとで推進されようとしている図書館計画については一貫して反対してまいりました。

理由の1つは、当初からこの図書館建設計画が余りにも不透明かつずさんで、議会や市民に対し真実を隠蔽し、市民を愚弄する進め方そのものに不信感を抱いていたからであります。

まず、当初、土地の無償提供の話を持ちかけられ、この計画がスタートしたとの説明がありましたが、一転、いつの間にか2億数千万円で買い取らなければならない状況にすりかわってしまった経緯は、いまだに納得することができません。

まして、土地所有者がおよそ1億円で入手したとされる物件を無償どころか、わずか2年余りの間に2倍以上の価格で米沢市が買い取るようになったてんまつについては当初から疑念があり、到底賛成できる話ではありませんでした。

その上、社会常識に疎い安部市長は、たな子と大家の関係もわからず、民間所有の物件に勝手に図書館建設の青写真を描き、市民や議会に立ち退き交渉問題があることを隠蔽し、見切り発車で建設を行い、その結果、数千万円の血税を無駄にしていまいしました。さらに建設計画が頓挫するや否や、今度はまちの広場を解体してまで強引に建設を進めるという暴挙に出ました。

議会や住民を懐柔し、「これ以上、事業費の増額はございません」と言いながら、何度も増額を押し通し、中部地区の説明会のときには、まちの広場の地下埋蔵物の指摘を受けていたにもかかわらず、しらを切り通す姿勢のどこを信用しろというのでしょうか。

このなりふり構わぬ建設ありきの無謀な暴走の結果、当初の計画において示された16億円の建設費予算が今では30億円になろうとしております。このおよそ2倍に膨れ上がった建設費の増額の責任は、ひとえに社会通念と経営感覚が欠如した稚拙な判断を下し続けてきた安部市長個人にあると断言できます。

このことは、地方公共団体はその事務を処理するに当たり、「最少の経費で最大の効果を上げなければならない」とする地方自治法第2条第14項に明らかに違反していると言わざるを得ません。

さらに、安部市長は平成24年にずさんな計画の責任をとり減給をした際に、最終的にはこの事業が成功したか失敗したかの判断は中心市街地の活性化を果たしたかどうかだと述べておりますが、この理論でいけば当該地区が活性化するまで図書館ばかりか、さらなる箱物整備の懸念があり、今後非生産的な投資が無尽蔵に続けられる危険性がある点も指摘しておかなければなりません。

誰がどうイメージしても、あの地域に図書館を建設した程度で活気が生まれ、地域が活性化するとは考えられません。およそ30年で100億円もの投資をして活性化が望めないとすれば、今後活性化というものが成功するまで際限なく血税を投入し、箱物建設をしていかなければならないということになってしまうのです。

加えて計画そのものの稚拙さからくる不信感ばかりではなく、安部市長の行政運営能力に対する不信感も指摘しておかなければなりません。

安部市長は、みずから米沢市のトップセールスマンだとうそぶきながら、就任以来この10年間、ただの1社も企業誘致の実績すらありません。

その一方で、選挙が近づくと市民の血税を用い、スポーツ施設や文化施設の整備で有権者の注目を集め、ポイントを稼ごうとするこそくな安部流選挙戦術は、将来、次世代を担う子供たちや孫たちに大きな負の遺産として重くのしかかってくるのは明白なのであります。

住民の生命と財産を守り、「入るをはかって出ざるを制する」という首長に求められる基本的姿勢をおろそかにして、生産性がない箱物整備に邁進するあなたの市政運営には危機感と不信感を覚えます。

安部市長は、平成24年9月定例会において、善良な市民の血税を2,000万円以上の損失をさせた

責任をとり、給料の20%約18万円を10月分の給料から減額しただけで幕引きを図りました。

そして、今回の増額補正予算議案のドタバタ議会の責任をとって、安部市長はまたもや減給処分
で幕引きしようとしていると伺っております。

減給処分というのは、懲戒処分の一つに当たり、懲罰的な性質を持つもので、規則やルールに反する行為を行った者に対し罪を与え懲らしめるとい
う、非常に重い意味合いを持つ処分であります。みずから減給処分を科するという行為は、この事業そのものが規則やルールに反する行為であることを認めているということにほかなりません。

まして、1つの事業で一度ならずまたしても減給処分
で幕引きを図ろうとする姿勢に、市民のサポーターからもイエローカード2枚でレッドカードだ、即刻退場すべし
の声が上がっております。今の安部市長には、血税を預かる最高責任者としての威厳や信頼を全く感
じることができません。

予算が雪だるま式に増額してきたということは、安部市長には税金を扱う能力がなかったとい
うことに尽きる結果であり、これ以上能力のない方に私たちの血税を預けて自由に使われては困る
ということなのです。

歴史に「もし」はありませんが、議会も最初の計画変更を迫られたときに、英断をもって計画白紙撤回を
決断していたならば、傷口は最小限で済んでいたはずで
す。現時点で建設計画を中止すれば、約8億円の支出を覚悟しなければならないと言
われております。

しかし、もし今回このまま議会が追認してしまえば、図書館だけでもおよそ30年で100億円、そ
してさらに中心市街地活性化事業と称し、非生産的な箱物建設に数十億円単位の莫大な血税が湯水
のごとく投入されてしまうことを永久に食いとめる機会を失ってしまうこと
でしょう。

残念ながら、議会は何度も引き返すタイミングを見誤り、判断を間違ってきたように感じており
ます。

8億という金額は決して少ない金額ではありませんが、1年間の除雪予算と思えば、取り返しの
つかない金額ではありません。

これから、中心市街地活性化事業の美名のもとに100億円単位で投入される血税の金額からす
れば、致命的な金額ではないように思われます。

今なら間に合います。勇気を持って税金の無駄遣いを見直そうではありませんか。

市民の血税をこれ以上無駄にしないために、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、議第1号に
対する反対討論といたします。

○島軒純一議長 次に、6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕

○6番（山村 明議員） 議第1号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論
を行います。

平成24年3月、ポポロビルに図書館、ギャラリー建設が提案され、議会は21対2で可決しまし
た。が、議案が通ってからたな子が出ていかないとい
うことで、4月にテナントの不退去問題が浮上
しました。こんなばかな話はありません。

6月に市長給与90万9,000円の2割を1カ月減給する議案が可決されました。8月にまちの広場
に新文化複合施設建設議案が出て、12対10の2票差で可決されました。

平成25年1月から2月にかけて、新文化複合施設建設について、17地区のコミュニティセン
ターで市民への説明会が行われました。同時期にまちの広場存続署名が約7,000名集ま
りました。平成25年3月にまちの広場条例廃止議案が13対10の3票差で可決
しました。

これから、市長給与の2度目の減額がされる
ことです。今度は前回と違って、高額減額となる
のでしょうか。

17地区コミュニティセンターでの説明会など
は、たびたびこれ以上建設費が増額されることは
ないのですねという市民の念押しの質問に、その
たびに「これ以上かかりません」と言っておきな

から増額し、このたびまた1億2,700万円増額し、完成が半年近くも延びようです。

ここまで来ても、まだ天の神様のお許しが出ません。きょうの悪天候も天の怒りです。

例えを挙げれば、市民の健康と命を守る米沢市立病院が築後48年で、毎年約2,000万円の修繕費をかけてやっと維持している。私の思いは、ぼろぼろの市立病院などの建てかえを放っておいて、新図書館の建設だとは優先順が間違っています。

市立病院の建てかえは緊急な課題です。このたびの計画では、27億5,700万円かけて平和通り商店街の活性化を図るとなっておりますが、年間22万人の集客効果は見込めません。微々たる増加しかないでしょう。逆にまちの広場を潰したので、にぎわいは減ってしまいました。

平成23年8月のプロポーザル時は20億円の予算でした。25年1月の25年度当初予算案提示のときには22億円に上がり、25年6月の建設資材高騰などによって26億3,000万円、そしてこのたび26年2月、地下の支障物等で約27億5,700万円、2年半の間に約38%、7億5,700万円も予算が上がり、市民負担がふえてしまいました。

市長、行政側は、ごめんなさい、ごめんなさいと言いながら、頼かむりをして前へ進めていく。議会さえ通ればこっちのものだという姿勢です。これで米沢市民に納得していただけるのでしょうか。

補助金の期限があるので早くしないとだめだ、だめだと言いながら、ポポロビル関連議案が出てから来月で丸2年がたちます。さらに、きのうと今日のドタバタ劇です。傍聴の市民の方々も大変でした。市長は新米で当選したばかりではありません。3期目の、しかも来年改選期の11年目のベテラン市長なのに、この醜態には多くの市民もがっかりしております。

今までの一連の新文化複合施設の不始末、ドタバタ劇は目を覆うものであります。市長の猛反省を求め、多くの市民の声を代弁し、反対します。

○島軒純一議長 次に、17番渋間佳寿美議員。

〔17番渋間佳寿美議員登壇〕

○17番（渋間佳寿美議員） 議第1号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第6号）に反対討論を申し上げます。

議第1号は、新文化複合施設建設地に地下残存物があるため、工法を変えるなど地盤改良工事が必要になったことから、当初は1億6,500万円が必要とのことで上程されたものであります。

1億6,500万円のうち3,800万円分は既に着工済みの工事であります。これは予算は議会の議決を経て行うものとする地方自治法96条に違反します。理屈にもならない言いわけで法令違反ではないと行政当局は言い張るしかないのでしょうかけれども、議決事件なのに議会を通さずに工事をしてしまったことは、歴然たる議会軽視の行為であると言わざるを得ません。議員は市民の負託に応え、行政のチェック機能も任されております。議会軽視とは、いわば市民のチェック機能を見捨てたものであり、市民軽視にほかならないのであります。

議決なしの工事着工は違反の状態であるけれども、議会が追認すればさかのぼって違反は違反でなくなることを判例として挙げていることも、行政当局の違反性はないとする根拠のようでありましたが、恐らく追認したような議員はいなかったでしょう。いたとしたら議員としての資質が問われますし、そんな議員は行政当局の追認者として、役立たずとみずから宣言していることと同じであります。

そのような議論を昨日までの市政協議会で述べてきました。自治法違反の片棒を議会に担がせる話であります。1月28日の市政協議会では、違法なのに違法でないと市長を初め行政当局が言うのならば、自治法96条違反となる着工済みの3,800万円を含めた議案をそのまま出してください、お願いしますと私はお願いさえしました。

昨日の市政協議会では、違法性があると市民が気づいているのに、議会に追認させようとしてま

で議案を出してくるのかとの海老名議員の質問に、行政当局はそれでも当初の3,800万円を含めた1億6,500万円で提出しますと断言しました。きのうの市政協議会が終わり、1億6,500万円の補正予算の議案書も我々の手元に届きました。

しかし、ここに来て3,800万円の着工済みの工事費を補正予算に計上せず、議案を修正して出してきました。具体的には、昨日の市政協議会終了後の数時間後にはその議案を変えたい、つきましては明日、本日のことですが、本会議前に議会運営委員会を開きたいという話が来ました。自治法違反としてきた3,800万円の施工済みの工事費を抜いた額で補正予算を出したいとしたのであります。地方自治法の違反の可能性を認めたのであります。

朝令暮改よろしくこのような議会運営を強いる行政は前代未聞であります。24時間もたたないうちに、というか数時間で議案を変え、考える間も置かず、議案を変更して提出してくる行政当局、本市議会の歴史でも、日本全国的にもあり得ない、真っすぐ言えばみっともない行政当局の姿をさらしてしまいました。

みっともない姿をさらしたから、修正した議案への反対討論の趣旨としているわけではありません。3,800万円の施工済み工事費を取り下げ、自治法違反をにわかに免れたから、反対討論をしているわけではありません。

事はそう単純ではないのです。なるほど議決事件を規定している自治法96条について、違反の可能性のある工事費を取り下げたことでクリアされるかもしれません。今後の工事費の請負差額で捻出しようとするには大いなる疑念があるにせよ、一時的にせよ、法令的にはクリアすることになるでしょう。

しかし、行政当局が議決事件を規定する96条違反でないとするもう一つの理屈としていたのが、「契約でないから」ということに対する理由については、新たな地方自治法違反があるのです。契

約していないから議決事件ではない、支出負担行為ではないと行政当局は言いました。ならばなぜ、土どめ工事など新たな工事が進んだのでしょうか。契約に基づかない工事は、事前着工以外の何物でもありません。このことは昨日の市政協議会でも契約検査課が認めているように、明らかに事前着工に当たります。

そもそも行政が当事者となる契約には、行政主体に権力的権限を与えるような契約は制限されているのであります。昔、行政が予算の裏づけなしに口約束で工事を指示し、後になって工事費が払えなくなる悪癖が横行し、業者は泣き寝入りするしかない状態が多々ありました。その反省から、行政は法律による原理、いわば契約書を交わさなければならぬとされているのであります。具体的には地方自治法234条であります。

契約書を交わしていないことが議決事件となる自治法96条の違反にならない根拠としておりますが、逆に自治法234条に違反する事態が明らかになりました。

この234条違反が晴れないまま、いわば契約をしないままにしているのは、大昔にあった業者泣き寝入りを現在でも認めることになり、到底認められるものではありません。

契約をしなかったことが議決事件違反にならない理由にしても、逆に契約をしなかったことで業者に不安感を持たせることになっているのであります。

私は、業者に不安感を持たせたり、泣き寝入りさせられる状況をつくることは断じて許せません。幾ら自治法96条違反を解消するために3,800万円を除く予算を計上しても、今度は234条違反に問われるのであります。このような二律背反をまず解消しなければなりません。

だから、修正議案を出したとしても議案に反対するのであります。この二律背反を解消するには、3,800万円の補正予算を計上せず、着工済みけれども、口約束だったものをきちんと契約書にし

てから、再度新しい地盤改良工事の検討に入るしか道はありません。そのための反対なのであります。

なぜそんなに急ぐのでしょうか。この問題に対する一連の議論の中で、建設部長は「一つ立ちどまっていればよかった」と急いだことへの反省の言葉を述べられておりました。間違わないために立ちどまることも必要なのであります。

議論の中で鈴木議員から指摘された、新工法の見積もりをもっととるべきではないかということにもまだ回答はありません。

さらに木村議員からは、ケーシング工法もさまざまあり、もっと安価にできるのではないかとの指摘にも答えがないままです。

また、さらなる予算計上と工期の延長を招いた責任をとり、公言した市長の減給規模についても具体的な話はなく、判断する基準も時間もありません。

何にせよ、急いで法令違反のままにしてはならないのであります。正しいというか、間違いないことが我々議員には求められていると思います。

正しいことは何なのか。議員各位それぞれに正しさの基準があると思います。どれも同じではないと思います。明確に答えることは困難です。ただ、正しいという漢字は、一つとまると書きます。一つとまって正しいのです。建設部長が言った「一つ立ちどまっていればよかった」という反省の言葉を、もって他山の石として我々議員も一つとまって正しい道を歩み、正しい米沢市政になるよう念願し、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

この場合、反対との討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

よって、議第1号は否決されました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 以上で本臨時会に付議された案件は議了いたしました。

これにて平成26年米沢市議会2月臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時00分 閉 会